

2 京都府立特別支援学校における喀痰吸引等実施のための制度

(1) 安全・安心な医療的ケア実施のための事業と組織

① 京都府立特別支援学校医療的ケア実施要項

京都府立特別支援学校医療的ケア実施要項

京都府教育委員会

1 目的

この要項は、日常的、継続的に医療的ケアを必要とする児童生徒が安全で安心な学校生活を送れるように、医療関係者との連携体制及び教員・看護師等の校内での協力体制を整備し、児童生徒の教育の充実を図るため、法令に基づき、安全かつ適切な医療的ケアを実施するために必要な事項を定めるものとする。

2 職員の配置

医療的ケアの必要な児童生徒の在籍する特別支援学校に、看護師資格を有する職員（以下「看護師」という。）を配置して適切な医療的ケア等への対応を図る。

3 医療的ケアの対象者

医療的ケアの対象者は、保護者から医療的ケアの実施依頼があった児童生徒のうち、当該児童生徒の主治医（以下「主治医」という。）の指示書、校医等の意見、学校の置かれた環境等を総合的に踏まえ、校長が看護師及び教員による医療的ケアが適当であると判断し、保護者の同意・協力が得られると認めた者とする。

4 看護師が行う医療的ケアの内容

看護師が行うことができる医療的ケアは、次の医行為のうち、保護者からの依頼があり、主治医が学校において行うことに支障がないと認めたものであること。ただし、校内において校長が医療的ケア実施の判断をするに当たり検討を要する場合は、医療的ケア実施整備事業運営会議の意見を聴くものとする。

- (1) 経管栄養
- (2) 吸引
- (3) 導尿
- (4) 気管カニューレ等の管理
- (5) 酸素管理
- (6) その他校長が必要と認めたもの

5 教員が行うことのできる医療的ケアの範囲

「社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律の施行について（喀痰吸引等関係）」(平成 23 年 11 月 11 日付社援発 1111 第 1 号 各都道府県知事あて厚生労働省社会・援護局長通知)により認められた、次の医行為とする。

- (1) 口腔内の喀痰吸引
- (2) 鼻腔内の喀痰吸引
- (3) 気管カニューレ内部の喀痰吸引
- (4) 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養
- (5) 経鼻経管栄養

6 医療的ケア安全委員会の設置等

- (1) 医療的ケアを必要とする児童生徒が在籍する学校においては、医療的ケア安全委員会を設置し、校長の統括の下で適切な教育的・医療管理体制の維持・向上に努めなければならない。
- (2) 医療的ケア安全委員会の構成については、管理職、医師（校医）、保健部長、養護教諭、看護師、各学部の医療的ケア実施代表者、その他委員会が必要と認めたものとする。
- (3) 医療的ケア安全委員会においては、次に掲げる事項について設置要項等に規定し、適切な管理・運営を行うこと。
 - ア 安全委員会における役割分担について
 - イ 喀痰吸引等に係る計画書及び実施状況報告書の作成について
 - ウ 医療的ケアに係る諸文書及び情報の取扱いについて
 - エ 校内における研修（OJTを含む。）について（内容・実施頻度を含む。）
 - オ ヒヤリハット等の事例の蓄積・分析について
 - カ 備品管理及び衛生管理について

7 医療的ケアの実施者等

- (1) 医療的ケアを実施できる教員は、特定の者に対する特定行為（喀痰吸引等のうち当該認定特定行為業務従事者が修了した喀痰吸引等研修の課程に応じて厚生労働省令で定める行為をいう。以下同じ）について法に定められた研修を修了した者又は経過措置対象者として京都府知事に認定された認定特定行為業務従事者であること。ただし、後者については、京都府知事が交付した認定証において認められた内容についてのみ看護師の指導の下に実施可能であること。
- (2) 医療的ケアについては、配置した看護師を中心に教員や保護者が連携協力して実施すること。

8 研修

- (1) 児童生徒の安全で安心な学習環境を整えるために、教育委員会及び特別支援学校は、医療的ケアに関する研修を計画し、実施する。

(2) 看護師、養護教諭、医療的ケアに関わる教員等は、医療的ケアに関わる研修を受講し、その専門性の向上に努めなければならない。

9 医療的ケアの実施手続き

特別支援学校における医療的ケアの手続きは、別に定める「医療的ケア実施手続き（標準）」に従って行い、また、個別に喀痰吸引等計画書を作成するものとする。

10 医療的ケア中の緊急時の対応

校長は、校内における医療的ケア中の緊急時の対応マニュアルを作成し、体制を整えるものとする。

11 ヒヤリハット事例の蓄積・分析・報告

医療的ケアを実施する特別支援学校においては、ヒヤリハット事例を蓄積・分析し、実施体制の評価、検証を行うとともに、別に定めるヒヤリハット事象報告要領に基づき、特別支援教育課まで報告すること。

12 医療的ケア実施体制整備事業運営会議の設置

特別支援教育課長は、別に定めるところにより、医療的ケア実施体制整備委員会を設置し、医療的ケアの実施や運営の在り方について意見を聞くものとする。

附則

この要項は平成 20 年 11 月 1 日から実施する。

附則

平成 24 年 3 月 13 日一部改正

この要項は平成 24 年 4 月 1 日から実施する。

② 府立特別支援学校における医療的ケア等体制充実事業

平成 31 年度特別支援学校における医療的ケア等体制充実事業実施要項

1 趣 旨

障害の重度・重複化、多様化に伴い、京都府立特別支援学校（以下「学校」という。）において、在籍する児童生徒に対する医療的ケア等を安全に実施する体制を確保するとともに、児童生徒一人一人のニーズに合わせたきめ細かな教育を一層推進し、快適かつ安全な学校生活の充実を図り、障害のある児童生徒の自立と社会参加の促進に資することを目的とする。

2 事業内容

(1) 医療的ケア実施体制整備事業

教育委員会、府立特別支援学校長会、各学校医療的ケア担当者会、関係部局及び関係機関の担当者により構成した下記の組織を設置し、学校における医療的ケア実施体制の整備を図る。

ア 運営会議

教育委員会、学校長会及び担当者の各代表等により構成し、医療的ケアを学校で実施するうえで、総括的な検討・管理を行う。

イ 喀痰吸引等研修実施委員会

社会福祉士法及び介護福祉士法附則第13条における喀痰吸引等研修（第3号研修）の実施及び習得程度の審査を公正かつ適正に行うための検討と、実施に関する責務を担う。

ウ 安全委員会

学校においては、医師、看護師、教員等の関係者からなる安全委員会を設置し、校内における医療的ケアの実施体制の確立に努める。

エ 医療的ケア担当者会議

下記の事項について各学校医療的ケア担当者の中の担当で編成するチームを中心に企画及び運営し、医療的ケアを安全に実施する体制の充実を図る。

(ア) 研修会の実施

各学校に配置された看護師・教員を対象に、医療的ケア実施上必要とされる知識・技術の維持・向上を図ることを目的とした研修の企画・運営を行う。

(イ) ヒヤリハット事象の蓄積・分析、共有化

事故等を未然に防ぎ、医療的ケアを安全に実施するため、ヒヤリハット事象の集約と分析を行い、学校内・学校間での情報共有を促進する。

(2) 医療専門職派遣事業

近隣の医療機関に対し、医師、看護師、理学療法士等医療専門職（以下「医療専門職」という。）の派遣を依頼し、下記の指導・助言を得ることにより、医療的ケアが必要な児童生徒等ひとりひとりのニーズに合わせたきめ細かな教育を一層推進するとともに、快適かつ安全な学校生活の充実を図る。

ア 児童生徒の健康状態を把握し、教職員に対し教育指導上必要な医学的知識及び配慮事項並びに緊急時の対応等についての指導・助言を行う。

イ 学校における校内研修への指導・助言を行う。

ウ 学校、児童生徒の主治医及び緊急時に対応を依頼する医療機関等の連携を円滑にするために必要な調整を行う。

(3) 校外活動等支援事業

医療的ケアが必要な児童生徒の生活体験を豊かにし、自立と社会参加を促進するため、府立特別支援学校が実施する校外活動のうち、経管栄養、吸引、導尿・摘便、酸素吸入等の必要な児童生徒が参加するものに対し、下記の経費を措置する。

ア 看護師の同行に要する経費

イ 学校に配置されている看護師が同行する場合の後補充に要する経費

3 経費

次の基準により、予算の範囲内で配当する。

(1) 医療的ケア実施体制整備委員会事業及び医療専門職派遣事業における講師等に対する報償費

講師 1時間当たり5,500円とする。

助言等 1回あたり6,600円とする。

(2) 校外活動等支援事業における看護師に対する報償費

1日あたりを9,300円とする。

なお、宿泊を伴う場合は1泊当たり6,200円を加算する。

(3) 旅費

宿泊料の区分は京都府旅費条例（昭和25年京都府条例第43号）別表第1中の6級以下の職務にある者に相当するものとする。なお、校外活動に同行する際の旅費の支給に当たっては、児童生徒引率旅費に準じるものとする。

4 実施計画書の提出

校長は、別に定める期日までに実施計画書（別記第1号様式及び別記第2号様式）を京都府教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に提出するものとする。

5 実施計画書の承認

教育長は、提出された計画内容を検討の上、実施を承認し、校長に通知する。

6 実施報告書の提出

校長は、事業実施後、速やかに教育長に対して実施報告書（別記第3号様式から別記第5号様式まで）を提出するものとする。

7 その他

この要項に定めるもののほか必要な事項については、京都府教育庁指導部特別支援教育課長が校長と協議の上、定める。

③ 各組織等の役割

ア 運営会議

京都府の運営会議は、医師や看護師はもちろん保護者の代表もその構成員とし、年に2回の開催を基本としています。この会議においては、各校や担当者会および担当者会各チーム等の取組の状況や喀痰吸引等研修の実施状況等を報告し、府立特別支援学校全体で医療的ケアが安全で適切に行われるよう、各方面からの指導助言を受けることを目的としています。また、学校において安全に実施できるかどうかの判断が難しい場合には、専門的立場から客観的な指導助言を受け、学校はその助言をもとに再度学校内でケア実施の可否について検討します。

イ 喀痰吸引等研修実施委員会

京都府教育委員会が京都府の「登録研修機関」として登録をしていることに伴い、「喀痰吸引等研修実施委員会」を設置しています。主には夏季休業中の基本研修実施に向けての諸準備と研修当日の運営を担っています。

この委員会は、この研修の要である特別支援学校看護師2名も構成員としています。基本研修のシミュレーター演習や、各校で行う現場演習、実地研修では、指導看護師となっている看護師の役割は大変大きなものです。府立特別支援学校全体の実施レベルが統一して保たれていくよう、ここでも特別支援学校看護師との協働は不可欠です。

一定水準を保つために、特別支援学校看護師の研修会の企画実施もこの研修実施委員会の一つの役割として取り組んでいます。夏季休業中に行う基本研修の二日目には講義と並行して看護師研修会を行い、標準となる手技の確認を行っています。その後、基本研修受講者へのシミュレーター演習では指導看護師として教員の指導を行います。冬季休業中には、それぞれの学校の実態の交流や緊急時対応訓練の取組の交流、京都府看護協会からの講師招聘による研修など、課題やニーズに合わせた研修会を実施しています。以前は看護師が各校において少数職種であり、実態の交流や悩みの相談などができにくいことがしばしば課題となっていました。こういった研修会において交流を図り研修を積みあげることで、ケア実施水準の維持・向上とともに、教員との協働の基盤づくりにもつながっています。

ウ 安全委員会

平成24年の法改正以前から特別支援学校においては校内委員会を設置し、医療的ケア実施のための手続き、ヒヤリハット事象の分析やその改善策の検討などを行ってきました。法改正により、各事業所つまり学校には安全委員会を設置することになりました。京都府立特別支援学校においては、それまでの「校内委員会」が十分に「安全委員会」の役割を果たしていたことから、スムーズに移行し校内体制を整えています。（第I部 2 医療的ケアを安全・適正に行うために(3)校内体制整備 参照）

エ 医療的ケア担当者会

全ての府立特別支援学校（分校を含む）の代表（各校1名）と顧問校長により医療的ケア担当者会は構成されています。各校の代表は総括主事、養護教諭、教諭とさまざまな立場で、

自校の現状を把握し安全実施を推進する中核的役割を担っています。さらに各校の代表は、府における医療的ケアの安全実施を推進する役割も担います。担当者会は、総括主事、養護教諭、教諭それぞれの立場からの関わり、見方、意見を集約し、子どもたちにとってよりよい医療的ケア実施をめざします。そのため、総括主事、養護教諭、教諭と担当者会の構成もバランス良くなることを望ましいと考えています。

この担当者会の任務の大きなものとして、(ア)医療的ケアに関する研修会の計画・実施、(イ)ヒヤリハット事象の集積・分析・活用、(ウ)認定特定行為業務従事者養成のための喀痰吸引等研修の実施、があります。担当者は以下の3つのチームに分かれてそれぞれの事業を行っています。

(ア)研修会チーム

平成23年度までは、夏季及び冬季休業中に医療的ケア実施にあたり必要となる基礎的な内容の研修会の計画及び実施を担ってきました。平成24年度からは夏季休業中の研修会を喀痰吸引等研修(3号研修の基本研修)としましたので、冬季休業中の医療的ケア研修会についてこの研修会チームで計画実施しています(第Ⅱ部2(3)そのほかの研修参照)。医学的な内容、重度重複障害教育に関する内容、管理に関する内容(感染症予防など)等内容は多岐にわたり、毎年100名を越える教員が受講しています。

また、喀痰吸引等研修(3号研修)の基本研修は、新たに認定証の取得を目指す教員だけでなく、既習得者の教員にとっても研修の場と位置づけています。

(イ)ヒヤリハットチーム

各校内で報告され分析や対応策の検討がなされたヒヤリハット事象は、毎月特別支援教育課に提出・報告することになっています。集積したものについてこのチームで年に2回分析を行い、冬季休業中に研修会チームにより実施される研修会にて報告し共有化を図っています。

モデル事業を実施していた平成15年度から蓄積があるこのヒヤリハット事象については、起こりやすい時期、状況などが分かってきています。この分析データを有効活用して啓発リーフレットを作成し、ヒヤリハット事象が起こりやすい時期の少し前に各校に配布し、より安全で安心な医療的ケアの実施に努めています。

(ウ)喀痰吸引等研修実施委員会

京都府教育委員会(登録研修機関)では、平成24年度から夏季休業中に2回の基本研修を実施しており、喀痰吸引等研修実施委員会がその計画実施を担っています。

毎年多くの要認定者がありますが、その全ての教員が受講し認定を受けるためには各学校の協力が必須です。登録研修機関の講師としての登録をもとに、各校看護師には、基本研修のシミュレーター演習での講師をはじめ、現場演習、実地研修を実施します。基本研修や学校現場での演習等がスムーズに行えるよう、研修実施委員会には医療的ケア担当者会から2名と各校看護師から2名が参画しています。

運営会議

医師会

看護協会

保護者代表

健康福祉部
医療課

保健体育課

代表

研修会チーム

各校担当者

各校担当者

...

各校担当者

代表

ヒヤリハットチーム

各校担当者

各校担当者

..

各校担当者

事務局（特支課）

顧問校長

医師

看護協会

特別支援学校
看護師

特別支援学校
看護師

喫煙吸引等研修実施委員会

医療的ケア担当者会議

医療的ケア実施体制整備事業 組織